

令和2年（2020年）4月17日

各 学 校 長 様

斜里町教育委員会  
教育長 岡田 秀明

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について  
(通知)

新型コロナウイルス感染症の対策については、「学校における感染症対策の徹底について」（令和2年4月1日付け教健体第1号通知）等に基づき対応いただいているところですが、札幌圏において感染者の増加が続くなど、第2の波とも言える危機的な状況にあり、感染拡大を早期に収束させなければならない状況に至ったことから、4月16日に北海道知事から北海道教育委員会に対して、学校の臨時休業についての要請があり、これを受け、本日、北海道教育庁教育部長から下記の内容の要請がありました。

つきましては、道内における感染の流行を早期に収束させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があることから、町内すべての町立学校につきましては、次のとおり実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和2年4月20日（月）から5月6日（水）までの期間を、臨時休業とすること。
- 2 休業期間中の家庭学習については、道教委が別途通知する教材等を活用するなど、学校再開を見通した課題を示すこと。なお、学校の再開に向けての分散登校等の対応は、別途通知する。
- 3 「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中及び学年始めにかけての過ごし方について」（令和2年2月28日付け教生学第1012号通知）を踏まえ、臨時休業中は、感染リスクを高めるような不要不急の外出をできるだけ避け、基本的には自宅で過ごすことやインターネット等の安心・安全な利用などについて指導するとともに、いじめ等の問題や心の不安などについて24時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」（0120-3882-56）について周知すること。
- 4 児童生徒や保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問を実施すること。
- 5 各学校においては、引き続き「健康観察シート」を活用するなどし、児童生徒の健康状態に一層配慮すること。
- 6 教職員については、健康管理を行うとともに、在宅勤務や時差出勤等を

適切に活用すること。なお、各学校においては、環境衛生を良好に保つこと。

7 その他

次の事項については、改めて、別途通知します。

- ・ 仲よしクラブの開設について

(生涯学習課)